

公告第917号

健康保険料率の変更について

令和7年2月17日開催の第174回組合会において、健康保険料率が下記のとおり決定いたしました。

記

1. 健康保険料率 98/1000

2. 適用年月日 令和7年3月1日

※ただし、健康保険法第20条の被保険者については令和7年4月1日より適用する。

以上

令和7年2月26日

ダイハツ健康保険組合
理事長 田中 光治